

危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正の概要

1. 改正の背景

危険物の海上輸送に関しては、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS条約)」に基づく「国際海上危険物規程(IMDGコード)」で、容器、表示、積載方法等の要件が定められており、わが国もIMDGコードの規定を「危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年運輸省令第30号。以下「危規則」という。)」及び関連告示に取り入れている。

IMDGコードは、「危険物輸送に関する国連勧告(以下「国連勧告」という。)」の改正に対応して2年ごとに改正されており、今年5月に開催された国際海事機関(IMO)の第78回海上安全委員会で国連勧告第13訂版を採り入れたIMDGコード第32回改正が採択され、2006年(平成18年)1月1日から施行することが決議された。

同時に、同決議では、国連勧告第13訂版を取り入れる他の輸送モード(航空輸送は、2005年1月1日から施行)との間で円滑に輸送が行えるよう、本来の施行日より1年早い2005年1月1日からの施行が推奨されている。

このため、危険物の円滑な国際輸送を行うことができるよう、わが国もIMDGコード第32回改正を危規則に取り入れ、2005年1月1日から施行するための改正を行う。

2. 主な改正の概要

- (1) ポータブルタンクの定義の変更等
- (2) オーバーパックに対する表示
- (3) フレキシブル大型容器の運送制限
- (4) 高压容器の表示の追加
- (5) 危険物の運送要件の変更

3. 今後のスケジュール(予定)

公布：平成16年12月中旬

施行：平成17年 1月1日